



静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
認定 NPO 法人 静岡犯罪被害者支援センター



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

2017 年度日本財団預保納付金支援事業

犯罪被害者支援ボランティア養成講座 【募集要項】

1 はじめに

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センターは、犯罪や交通事故等に遭われた被害者とそのご家族の方々が抱える悩みの精神的負担の軽減や心のケアを目的として、平成10年5月18日に設立された民間団体です。

当支援センターでは、電話・面接相談をはじめ、裁判所・検察庁・病院等への付添い支援等の支援活動に幅広く取り組んでおり、平成19年度に静岡県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。

来年は発足20年目を迎えますが、これまでに多くの相談者のお話を伺い、支援させていただきましたが、一人ひとり望む支援は違います。今後、犯罪被害者支援の認知度が増し、当支援センターへ相談される方も増えることが考えられるため、多様化する支援にも即応できるよう、また継続した支援を行うために、支援活動員の確保は急務であります。

そこで、犯罪被害者支援に関心がある方、支援活動員として支援に関わりたい方を募集することになりました。

2 募集人数

10名程度

3 募集期間

平成29年5月12日（金）～同年6月9日（金）

4 応募資格（性別不問）

- (1) 年齢は、25歳以上65歳以下の方
- (2) 心身ともに健康である方
- (3) 養成講座全講座の受講が可能な方（補講はありません。）
- (4) 支援活動員として登録された後、相談・支援活動が可能な方に限る（月1～2回程度の相談業務等に従事できる方）

5 応募方法

別紙「平成29年度ボランティア養成講座申込書」に記入の上、返信用封筒（82円切手を添付の上、返信先の住所・氏名を明記）を同封し、下記までお送りください。

〒420-0032

静岡市葵区両替町一丁目4-15 芙蓉ビル4階

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター 事務局 宛

6 応募締切

平成29年6月9日（金）必着

7 受講通知

応募者から提出された申込書等に基づいて、書類審査を行います。

書類審査結果については、6月13日（火）以降に通知いたします。

なお、提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

8 研修概要

- (1) 書類審査で選考された方は、「犯罪被害者支援ボランティア養成講座」を受講していただきます。研修については、平成29年7月4日（火）の開講日から平成29年12月12日（火）の閉講式まで、全10講座となります。

詳細は、別添カリキュラムを参照してください。

- (2) 研修費用は無料。

交通費、食事代等は自己負担していただきます。

- (3) 当講座を終了し、最終試験に合格したとしても、公的資格に相当するものではありません。

9 ボランティア支援員の登録と任期

- (1) 研修終了後、面接審査（平成30年1月23日を予定）を行い、ボランティア支援員としての適性を審査・認定の上、選考された方の最終意向を確認したのち、登録させていただきます。

- (2) ボランティア支援員の任期は1年です。ただし、再任が可能です。

10 ボランティア支援員の活動内容等

- (1) 活動内容は、電話相談と面接相談付添い、直接支援及び広報活動です。
- (2) 活動場所は、電話相談の受付は支援センター事務局内にある電話相談室です。また、直接支援は概ね県下全域です。(交通費等は実費支給します。)
- (3) 活動日は、月1～2回程度お願いします。
電話相談受付は、月～金の午前10時から午後4時までです。その中で、午前中3時間(午前10時～午後1時)、午後3時間(午後1時～午後4時)の交替制になります。
- (4) ボランティア支援員には、登録後も継続して必要な研修を受講していただきます。
- (5) ボランティア支援員活動開始時期は、平成30年4月からを予定しています。

11 お問い合わせ先

認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター事務局

住所：〒420-0032

静岡市葵区両替町一丁目4-15 芙蓉ビル4階

電話：054-651-1021

FAX：054-651-1013

E-mail：wbs71747@mail.wbs.ne.jp